

証明書はコンビニエンスストアなどでの取得が便利です

住民票の写しや印鑑証明などの証明書は、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で取得できます。

区役所などの窓口より50円安く取得できますので、ぜひご利用ください。



マイナちゃん

取得できる証明書	利用可能時間	手数料
住民票の写し 印鑑証明	6:30~23:00 (年末年始を除く)	250円
市・県民税所得証明書 (現年分)		
戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書	9:00~17:00(土・日曜日、年末年始を除く)	400円

取得可能店舗 セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、イオンスタイルなど
*一部利用できない店舗があります。

詳しくは、[千葉市 コンビニ交付](#)

☎区政推進課 ☎245-5134 FAX245-5155

交通事故に伴う治療などの際は手続きが必要です

交通事故など第三者の行為によるけがの治療などで国民健康保険や介護保険を利用する場合は、届け出が必要です。

お住まいの区の区役所市民総合窓口課または保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室で手続きをしてください。

届け出に必要な物

- 届け出に応じた保険証(国民健康保険被保険者証または介護保険被保険者証)
- 印鑑 ・ 交通事故証明書(交通事故の場合のみ)

詳しくは、[千葉市 第三者行為](#)

☎区役所市民総合窓口課(国民健康保険について)

中央 ☎221-2131 FAX221-2680 花見川 ☎275-6255 FAX275-6371

稲毛 ☎284-6119 FAX284-6190 若葉 ☎233-8131 FAX233-8164

緑 ☎292-8119 FAX292-8160 美浜 ☎270-3131 FAX270-3196

保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室(介護保険について)

中央 ☎221-2198 FAX221-2602 花見川 ☎275-6401 FAX275-6317

稲毛 ☎284-6242 FAX284-6193 若葉 ☎233-8264 FAX233-8251

緑 ☎292-9491 FAX292-8276 美浜 ☎270-4073 FAX270-3281

来年度の指定自転車駐車場 定期利用事前受付(一次募集)

指定自転車駐車場(駐輪場)の、来年度分定期利用の申し込みを受け付けます。対象は、自転車と原動機付自転車(50cc以下)です。一部の駐輪場では、自動二輪車(50cc超125cc以下)も対象となります。

利用期間 来年4月~2025年3月

申込方法 11月17日(金)消印有効。定期利用事前受付のお知らせ(11月1日(水)から、駐輪場管理棟、区役所地域づくり支援課、蘇我・千城台・高洲コミュニティセンターで配布)に添付の専用はがきを、自転車政策課へ郵送(専用はがき以外は無効)。電子申請も可。

結果発表 当選通知書または落選はがきの発送をもってお知らせします(12月19日(火)発送)。当選通知書に納付書を同封しますので、記載された期限までにお支払いください。支払いがない場合は、当選を取り消します。

注意事項 自転車安全利用講習会に参加し、優先権をお持ちの方は、講習会で配布したはがきを使用してください。

*一次募集の結果、駐輪場に空きがある場合は、二次募集を来年1月9日(火)から行います。

駐輪場の一時利用

管理棟または自動精算機のある駐輪場は、一時利用ができます。

料金 自転車=100円(回数券11枚1,000円)
原動機付自転車(50cc以下)=150円(回数券11枚1,500円)

*管理棟は1日、自動精算機は24時間単位の料金です。自動精算機は、回数券を利用できません。

定期利用料金は駐輪場によって異なります。申し込み方法や料金など詳しくは、[千葉市 駐輪場](#)

☎市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894

自転車政策課 ☎245-5149 FAX245-5571

千葉モノレールが一部運休

千葉モノレールが軌道設備更新工事のため一部運休します。運休区間では振り替え輸送などを行います。

日時 11月18日(土)21:00~終電

運休区間 千葉みなと~千葉~県庁前(上下線とも)

千葉~千城台の区間は、臨時ダイヤで運行します。運行状況など詳しくは、[千葉都市モノレール](#)

☎千葉都市モノレール(株) ☎287-8215 FAX252-7244



11月は動物による危害防止対策強化月間

動物はルールを守って飼いましょう

人と動物が共に暮らすため、動物の性質や行動を理解して、接し方について考えましょう。急に動物に近づいたり手を出さないように注意するとともに、動物を驚かせたり嫌がることはしないようにしましょう。

動物を飼うときの注意点

- きちんとしつけをしましょう。万が一、人に危害を加えた場合は、届出が必要です。
- 迷子や災害時に備え、鑑札と注射済票(犬の場合)を付け、マイクロチップを入れましょう(マイクロチップを入れたら、登録が必要です)。
- 動物のふんや尿は、飼い主が責任を持って適正に処理しましょう。トイレを済ませてから外出しましょう。
- 動物の遺棄や虐待は、法律で禁止されています。最後まで責任をもって飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊去勢を行いましょう。
- マイクロチップの装着された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、住所や氏名の変更登録を行う必要があります。

☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818



犬の飼い主の方へ

- 犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。また、転居など登録事項の変更や犬が亡くなった場合は届出が必要です。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩の時もリードを放さないでください。飼育施設から逃げ出さないよう十分に注意するとともに、散歩は犬を確実に制御できる人が行いましょう。
- 犬の鳴き声により近隣の方が困っていることもあります。どのようなときに吠えるのか原因を明らかにして、それに応じたしつけなどを行いましょう。

猫の飼い主の方へ

- 猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地での排泄などで迷惑となります。